

# 防災マニュアル

児童発達支援・放課後等デイサービス ニッシ I・II  
就労継続支援B型・日中一次支援 Grace

2022年7月作成

# 災害時の基本方針

事業のサービス提供中に、通常の営業継続が困難となる災害が発生した場合、各職員は下記の行動マニュアルを基に、対応を行ってください。

尚、実際の災害時には想定外の事態も多々起こりえるため、マニュアルでは対応しきれない場面に遭遇した場合は、各職員が可能な限りにおいて連絡・連携を取りつつ、安全の確保を最優先し、最適と思われる判断を行ってください。

## 【指揮命令系統】

- ① 施設管理者 ② 施設職員（松本→廣田→松井→小野→上村→富永）

原則、この順に指揮命令系統が機能することを望ましいとする。

## 【施設利用状況】 2022年 7月時点 ※各人数はGrace、ニッシ I・II の合計

人数			
平日		土曜・祝日・長期休暇時	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
(午前) 0～3名程度	(午前) 3～5名程度	5～20名程度	5～10名程度
(午後) 5～20名程度	(午後) 5～10名程度		

# 1、地震発生時の対応

## A、送迎中に地震（震度5強以上）が発生した場合

### (1) 安全に車を停める

但し、緊急車両などに配慮し、路肩に停めること。

### (2) 携帯やラジオなどで、状況を確認する

この時、津波の有無も確認すること。

津波・大津波警報が発令し、津波到達区域圏内にいる場合は、  
【D】の対応へ。

### (3) 電話・LINEを使って施設へ連絡をする

- ・ 現在地
- ・ 乗車している利用者の人数、名前、怪我の有無
- ・ 避難の必要性の有無

※各学校へ駐車し、子どもが乗車する前に地震が発生した場合は、車に子どもたちは乗せない。

各学校側へ対応を委ね、その後は自身の安全確保と状況の把握、施設への連絡を行う。

## B、施設内で地震が発生した場合

(1) 各指導員は天井からの落下物に注意し、子どもたちを机の下等へ誘導する

(2) 地震が収まったら、落下物に注意しながら、駐車場へ移動する

(3) 保護者へ子どもたちの状況を連絡する

## C、保護者への連絡方法

- (1) 基本は「電話・LINE」での連絡
- (2) 災害用伝言ダイヤル（電話・LINEがつかない場合）

### ・災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールです。

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行います。

### ・災害用伝言板

震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合に利用可能になります。携帯電話によるメッセージの伝言板の役割を果たします。詳しくはご利用の携帯電話会社のホームページをご覧ください。

## D、送迎中に、津波・大津波警報が発令した場合

地震発生後、津波・大津波警報が発令され（地震発生から2、3分後）、津波到達区域圏内にいる場合は、（鈴鹿市津波ハザードマップにより確認）以下の対応を行う。尚、ハザードマップは車内に常時携帯しておくこと。

[磯山、白子、鼓ヶ浦、栄、愛宕、これらの地域が特に津波警戒区域である]

※震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがある。そのため、これらの警戒区域にいる場合は、強い揺れや、弱くても長い揺れを感じた時は、警報・注意報の発令を待たず、すぐに避難を開始する必要がある。

- (1) 上記の警戒区域内、鼓ヶ浦小・中学校、白子小学校、愛宕小学校、磯山地域など（海からの近接距離）にいる場合、最寄りの指定避難ビル（学校を含む）へ避難を開始する。指定避難ビルはハザードマップで確認をする。



津波注意



津波避難ビル・津波避難場所  
津波に対し安全な避難場所を示します

## 〔津波から避難する際の注意点〕

徒歩による避難が基本とされるが、障害者は災害時要援護者に含まれるため、状況により車が望ましい場合もある。

(津波到達予想時間と避難指定ビルまでの距離、同伴している子どもの状態、道路や、周囲の状況から判断をする)

車で避難する場合は以下の点に注意すること。

- 余震に備え、運転速度に注意する
- 道路の損壊に気をつけて走行する
- 信号機が停止している場合は交差点などの通行に注意する
- 道路上の障害物などに注意する
- 途中で渋滞や障害物の影響を受けて進めなくなった場合は、車を置いて徒歩で避難する

車で安全に避難ができないと感じた際は、車から降りて避難する判断が必要です。その際、緊急車両に配慮し、車は路肩に止め、キーは付けたままで、ドアロックも行わないこと。

## (2) その他の、津波到達区域(青色ライン圏内)にいる場合

上記の特別警戒区域よりも青色ラインに近い位置におり、避難指定ビルへ向かうよりも、青色ラインより外側へ向かう方が望ましい場合は、河川や用水路などを避けつつ、青色ラインを目標に避難する。

避難する際の注意点は(1)の場合と同様である

## 〔その他の留意事項〕

津波は、川など低いところを目指して押し寄せる、V字型の湾の奥などでは高くなりやすいなど、地形による特徴がある。“より遠く”ではなく、“より高い”ところを目指して逃げるのが大切である。より高い安全な場所を目指して避難を行う。

津波は繰り返し何度も襲って来ることがある。津波警報等が解除されるまで、決して油断せず、安全な場所に避難すること。

津波警報等は、気象庁の発表を受けて直ちに各自治体に設置してある防災行政無線や、テレビ・ラジオのほか、携帯電話やスマートフォンの「緊急速報メール」などで伝えられます。携帯電話・スマートフォンで緊急速報メールを受信するには、あらかじめ受信の設定が必要な場合があるので、確認を行ってください。（機種によっては受信できない場合があります）

また実際の災害においては、想定外の状況も多々起こり得るため、あくまでマニュアルは基本として、その場の最も望ましい判断ができるよう、様々なケースを想定した上で訓練を行っていく必要がある。

## E、避難先について

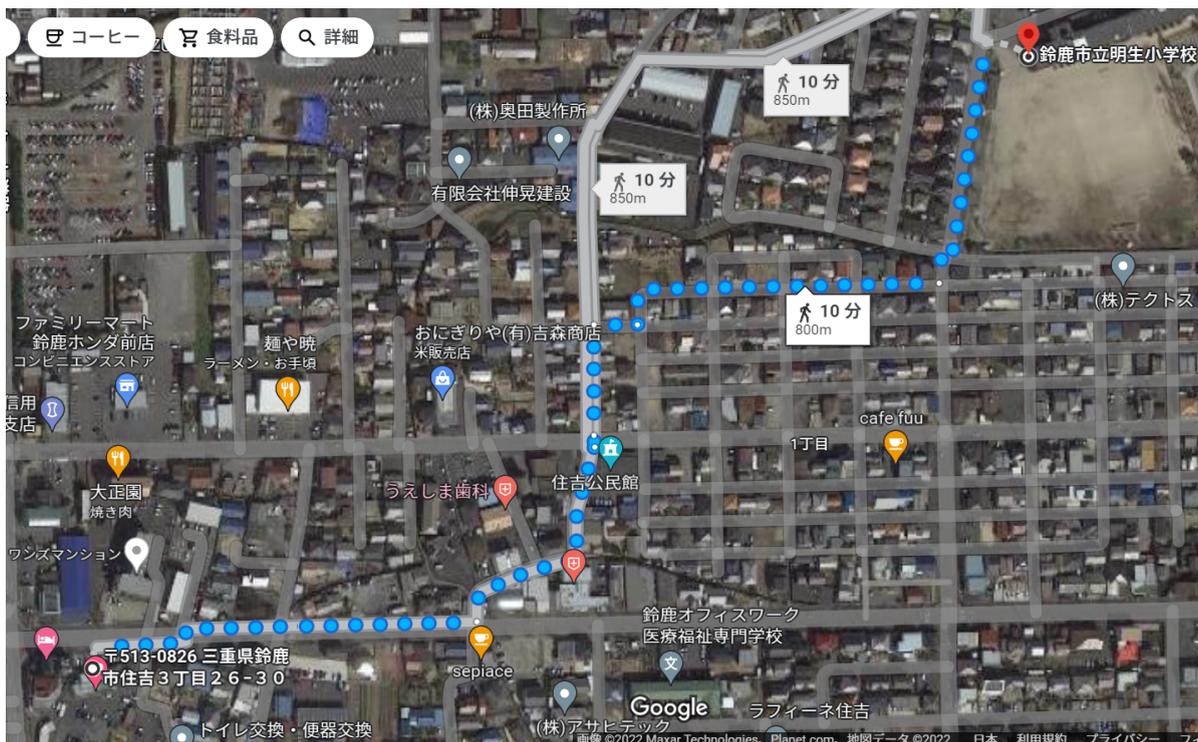
本施設の安全が確保できない場合、最寄りの指定避難所への避難を開始する

施設名	形態	距離	ルートの安全性	施設規模(スペース)	備蓄物資
① 住吉公民館	収容避難所	350m	高	小	有
② 明生小学校	収容避難所	800m	中	大	有
③ 塩川病院	福祉避難所	1.8km	低	中	有

### 施設①への避難経路（道のり350m / 徒歩約5分～10分）



施設②への避難経路（道のり800m / 徒歩約10分～20分）



施設③への避難経路（道のり1800m / 徒歩約30分～60分）



## 2、火災発生時の対応

【1】火災発見 → 第一発見者は、直ちに火災発生を大声で周知する  
火災報知器鳴動 → 火災発生場所を確認し、状況を確認する

【2】以下の役割を分担し、並行して行う

A、119番通報

- ・第一発見者、または施設管理者が行う  
→次に防火管理者へ連絡

B、初期消火(天井に火が燃え移るまで)

- ・消火器による初期消火  
※ただし、安全の確保ができない場合は無理をしない  
電気火災の場合は、ブレーカーを切ってから消火する
- ・初期消火後、可能な場合は、火元の部屋の窓や扉を閉め、火

元を遮断する

C、避難誘導

- ・安全な避難ルートへ誘導し、屋外へ避難する  
※煙に注意し、低い姿勢、口元をハンカチ等で覆うことを、心がける。
- ・負傷者や残留者がいないか、確認を行う
- ・担当者は避難グッズの持ち出し

【3】屋外避難後の対応

A、負傷者の応急救護、安全な場所や病院などへの移送

B、保護者への連絡 電話・LINE

### 3、風水害における対応

#### 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円満かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### 2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を鈴鹿市長へ報告する。

#### 3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

#### 4. 「施設の利用状況」 2022年7月時点 ※各人数はGrace、ニッシ I・II の合計

人数			
平日		土曜・祝日・長期休暇時	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
(午前) 0～3名程度	(午前) 3～5名程度	5～20名程度	5～10名程度
(午後) 5～20名程度	(午後) 5～10名程度		

#### 5. 防災体制

(1)連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

「防災体制確立の判断時期及び役割分担」

<p>体制確立の判断時期</p>	 <p>注意体制確立</p>	<p>活動内容</p>	<p>対応要員</p>
<p>以下の情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 鈴鹿市に大雨注意報が発表</li> <li>▶ 鈴鹿市に洪水注意報が発表</li> <li>▶ 堀切川と中ノ川氾濫注意報が発表</li> </ul>		<p>気象情報等の 情報収集</p>	<p>情報収集伝達要員</p>
<p>以下の情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 鈴鹿市に大雨・洪水警報が発表</li> <li>▶ 川の氾濫注意報が発表</li> <li>▶ 住吉に高齢者等避難が発表</li> </ul>	 <p>警戒態勢確立</p>	<p>気象情報等の収集</p>	<p>情報収集伝達要員</p>
		<p>使用する資器材の準備</p>	<p>避難誘導要員</p>
		<p>利用者・保護者等への 事前連絡</p>	<p>情報収集伝達要員</p>
		<p>周辺住民への 事前協力依頼</p>	<p>情報収集伝達要員</p>
		<p>用配偶者の 避難誘導手順確認</p>	<p>避難誘導要員</p>
<p>以下の情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住吉に避難指示が発表</li> </ul>	 <p>非常体制確立</p>	<p>施設内全体の 避難誘導</p>	<p>避難誘導要員</p>

(2) 監視対象の河川名及び水位観測所名称

<p>河川名称</p>	<p>水位観測所名称</p>
<p>鈴鹿川・安楽川 中ノ川・堀切川</p>	<p>→ 鈴鹿川右岸・左岸、中富田 → 石丸、秋永、磯山</p>

## 6. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下の通りとする。

収集する情報	収集方法
「気象情報」 ・気象情報 ・気象警報	テレビ ラジオ インターネット ▶ 気象庁
「河川水位等」 ・水位情報 ・洪水予報	インターネット ▶川の防災情報(国土交通省) ▶気象庁HPの洪水予報のサイト テレビ ▶NHK(データ放送等)
「避難情報」 ・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	防災スピーカー 広報車 テレビ・ラジオ 電子メール(メルモにあんしんメール) SNS(Facebook、Twitter) 緊急速報メール(エリアメール) インターネット(鈴鹿市公式サイト)

\* 停電時は、ラジオ、タブレット携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池やバッテリー等を備蓄する。

\* 提供される情報に加え、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

①体制確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②鈴鹿市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

## 7. 避難誘導

### a. 避難先

避難場所及び室内安全確保を図る場所は下表の通りとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く(0.5m未満)、鉄骨や鉄筋コンクリート造など、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るとする。その場合は、備蓄物資を用意するよう努める。

b. 避難経路

立ち退き避難時の、避難経路については、地震の項(P6、7)を参照。

c. 避難先名称及び移動手段

避難先の名称及び避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

避難場所	移動距離	移動手段
当施設	10M	徒歩

d. 立ち退き避難先について

施設名	形態	距離	ルートの安全性	施設規模(スペース)	備蓄物資
① 住吉公民館	収容避難所	350m	高	小	有
② 明生小学校	収容避難所	800m	中	大	有
③ 塩川病院	福祉避難所	1.8km	低	中	有

8. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示す通りである。

	備 蓄 品
情報収集・伝達	テレビ2台、ラジオ2台、ファクス1台 携帯電話2台、乾電池20個、
避難誘導	職員名簿、利用者名簿、案内旗、誘導棒3本 携帯電話2台、懐中電灯3台、ヘルメット3
施設内の一時避難	水5日分、備蓄食糧5日分、寝具6人分、プライベートテント2

衛生器具	おむつ(大人用含む)200枚、おしりふき100枚、マスク3箱、ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル、アルコール、ジェル3箱
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯5枚、絆創膏3箱
その他	

浸水を防ぐための対策
土のう50枚

#### 9. 防災教育及び訓練の実施

毎年2回全職員を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。